

岐阜県立東濃実業高等学校同窓会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は岐阜県立東濃実業高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務局を岐阜県立東濃実業高等学校内におく。
- 第3条 本会は会員相互の親睦向上をはかり、あわせて母校の発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

- 第4条 本会は次の者を会員として組織する。
- 2 正会員…可児実業学校、東濃高等学校伏見分校併設中学校、可児農業高等学校、東濃高等学校伏見分校、東濃実業高等学校の卒業生
 - 3 推薦会員…母校に在学した者で会長の推薦をうけた者
 - 4 特別会員…母校の現職員および旧職員

第3章 事 業

- 第5条 本会は第3条の目的達成のために、次の事業を行う。
- 2 母校の後援
 - 3 その他必要と認める事項

第4章 役 員

- 第6条 本会に次の役員をおき、任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 名誉会長 1名 (現学校長)
 - 3 会 長 1名
 - 4 副 会 長 4名 但し2名は女子会員とする
 - 5 監 事 2名
 - 6 理 事 若干名
- 第7条 役員は常任理事会で推薦し、総会で決める。但し、総会を開催しない場合は、常任理事会がこれに代わり承認をうけるものとする。
- 第8条 役員の仕事は次の通りとする。
- 2 会長は本会を代表し会務を総括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会務を代行する。
 - 4 監事は本会の業務および会計の監査にあたる。
- 第9条 役員会は会務の重要事項について必要に応じて開催する。

第5章 常任理事

- 第10条 本会の運営を民主的かつ公正に行うめ、会長の委嘱により常任理事を置く。
- 2 常任理事 (若干名)
 - (イ) 年次別理事 (各クラス1名以上3名以内を選挙又は推薦により決定する)
 - (ロ) 地区別理事 (各地区1名以上3名以内を推薦により決定し会長が委嘱する)
- 第11条 常任理事会は総会に提出する案件に次ぐ重要条件を諮る。但し、総会を開催しない場合は、常任理事会がこれに代わり承認をうけるものとする。

第6章 事務局

第12条 事務局は本会の事務運営を担当する。

第13条 事務局員は母校職員中より委嘱する。

第7章 会 議

第14条 本会の会合は総会、常任理事会、役員会とする。

第15条 総会は定期総会および臨時総会とし、会長が必要と認めるとき召集することができる。

第16条 常任理事会は会長、副会長、会計、監事、常任理事によって構成され、前年度の事業、会計決算の承認、当該年度の事業計画、予算の承認、総会に諮る必要がある事項、その他会務の重要事項を協議する。

第17条 総会を開催しない場合は常任理事会をもって代行する。

第18条 議事は出席者の過半数の同意によって決定する。

第8章 会 計

第19条 本会の経費は、入会金ならびに寄附金をもってこれに充てる。

第20条 正会員は入会時に入会金4,000円、周年記念事業積立金6,000円を納めるものとする。入会金の額は常任理事会において決定する。

第21条 同窓会入会式において入会記念品を入会者に贈呈する。記念品については役員会において決定する。

第22条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 本会の予算は総会の承認を必要とし、決算は監事の監査を経て、次期総会の議決を得なければならない。

第9章 規約の改正

第24条 本会の規約を改正するときは、総会の議決を経なければならない。但し、総会を開催しない場合は、常任理事会がこれに代わり決議する。

第10章 附 則

第25条 会員は身上に移動のあるときは、速やかに事務局へ連絡しなければならない。

第26条 本会の地域における活動を推進するため、支部を設けることができる。但し、支部の設置は、常任理事会の承認を得なければならない。

第27条 この規約は平成13年6月27日より施行する。